

七福団地住宅環境整備事業
要求水準書（案）

令和3年7月5日

令和5年1月5日変更

小竹町

— 目 次 —

第1章 総則.....	1
第2章 要求水準のコンセプト.....	1
1. 事業目的.....	1
2. 事業手法.....	1
第3章 基本的事項.....	2
1. 業務内容.....	2
2. 事業用地に関する条件等.....	3
3. 適用法令等.....	5
4. 要求水準書の変更.....	5
5. セルフモニタリング.....	5
6. 提案書類.....	5
第4章 事業全体に関する条件.....	7
1. 事業用地.....	7
2. 対象事業.....	7
3. 上下水道敷設経費.....	7
4. 施設規模と内容.....	7
第5章 設計に関する条件.....	9
1. 各種調査.....	9
2. 本施設の設計全体に関する条件.....	9
3. 住宅設計の条件.....	11
第6章 建設に関する条件.....	14
1. 住宅性能評価.....	14
2. 交付金申請関係書類の作成支援.....	14
3. 住宅の建設.....	14
4. 住宅の工事監理.....	15
5. 住宅の竣工検査等.....	15
6. 業務の実施状況についてのモニタリング.....	15

—別紙目次—

添付図①事業対象地位置図

添付図②事業対象地字図

添付図③道路現況図

添付図④上水道整備状況図

添付図⑤下水道整備計画図

第1章 総則

本要求水準書は、小竹町（以下「町」という。）が「七福団地住宅環境整備事業」（以下「本事業」という。）について、町が要求する性能水準を示すものである。

第2章 要求水準のコンセプト

1. 事業目的

本事業は、「小竹町公営住宅等長寿命化計画」[令和3年4月]及び「第5次小竹町総合計画」[平成29年3月]に基づき、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）」を活用し、民間のノウハウによる質の高いサービスの導入や町財政の縮減と平準化等を図りつつ、公営住宅の建替えを行うものである。

具体的には、老朽化した七福町営住宅の建替えを七福地区で行う。

これにより、快適な住まい環境を創出し、七福地区の活性化を図ることを目的として実施する。

また、本事業の実施にあたり、特に以下の3点の事項に配慮し実施するものとする。

(1) 良質な住環境の提供及びコストの縮減

公営住宅としての基本的な役割に留意し、建築仕様、間取り、ユニバーサルデザインの採用等、民間のノウハウを最大限活用した設計、建設、工事監理により、良質な住環境を提供する低所得者向けのRC構造の住宅を整備する。

また、ライフサイクルコストの観点から、建設コストや施設整備後の維持管理コストの縮減、メンテナンス性の向上についても配慮する。

(2) 周辺環境との調和

建築物の意匠や外構の整備等において、事業目的を十分に理解の上、周辺環境と調和した整備を図るものとする。

(3) 地域経済の活性化

本事業は、町が実施する公共事業であることから、その実施にあたっては、町内企業や町民の参入による地域経済への貢献がなされるよう配慮するものとする。

2. 事業手法

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）が、既存の町営住宅及び附帯施設等（以下、「既存施設」という。）を解体撤去し、新たに町営住宅及び附帯施設（以下、「新施設」という。）を整備した後、町に引き渡すBT(Build Transfer)方式とする。

第3章 基本的事項

1. 業務内容

事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）は以下のとおりとする。

（1）既存施設の解体撤去

ア 既存施設・敷地の調査、解体撤去設計業務

イ 解体撤去工事業務

ウ 解体撤去工事監理業務

エ 上記アからウまでの各業務に伴う許認可取得、各種申請等業務

オ 上記ア及びイの各業務に伴う町の交付金申請手続き等の支援業務（監査、会計実地検査対応を含む）

（2）新施設の整備

ア 調査・設計業務（地質調査、基本設計、実施設計とともに、敷地全体の外構・駐車場計画等を含む）

イ 建設工事業務

ウ 建設工事監理業務

エ 化学物質の室内濃度測定業務

オ テレビ電波受信障害調査・対策業務

カ 敷地の測量及び分筆業務

キ 上記アからオまでの各業務に伴う許認可取得、各種申請等業務

ク 上記ア及びイの各業務に伴う町の交付金申請手続き等の支援業務（監査、会計実地検査対応を含む）

ケ その他上記各業務の実施に必要な関連業務

2. 事業用地に関する条件等

事業用地に関する条件を以下のとおりとする。

(1) 本施設の立地条件

1) 七福団地

事業計画地の位置 : 小竹町大字勝野 2837 番地 1
事業計画地の面積 : 約 8,800 m²
事業計画地の前面道路 : 福才寺線 幅員 約 8 m
東側 : 町道
西側 : 町道
南側 : 自衛隊官舎
北側 : 民家
用途地域 : 指定なし
形態規制指定建ぺい率 : 70 %
指定容積率 : 200 %

2) 土地の使用

優先交渉権者は事業契約締結後、本事業に供する土地を、設計・建設期間中、無償で使用できる。

(2) 本施設の概要

1) 住宅

構造は、RC構造とする。

- ① 単身居住用公営住宅 : 住戸専有面積 45 m²程度 30 戸
 - ② 家族居住用公営住宅 : 住戸専有面積 65 m²程度 30 戸
- 合計 60 戸

2) 外構等

① 駐車場

入居者用 105 台程度確保するものとする。

② 駐輪場

入居者用 40 台程度確保するものとする。

3) コミュニティ施設

入居者等の福利施設として、1 階もしくは別棟にスペースを確保するものとする。

4) 道路等

計画敷地の接道部分については町道管理者と協議の上、必要な整備を実施するものとする。

5) その他付帯施設

その他付帯施設（児童遊園等）については「公営住宅等整備基準の参酌基準及び技術的助言」に準ずるものとする。

(3) 本施設の引渡し日

令和5年12月28日とする。

3. 適用法令等

実施方針に記載の法令を遵守すること。

4. 要求水準書の変更

町は事業期間中に要求水準書を変更することがある。以下に、要求水準書の変更にかかる手続きを示すとともに、これに伴う契約変更の対応を規定する。

(1) 要求水準書の変更の手続き

- ① 町は事業期間中に次の事由により要求水準書の変更を行う。
 - ・法令の変更等により業務内容を変更する必要があるとき
 - ・災害、事故等により特別な業務を行う必要があるとき
 - ・その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき
- ② 変更の手続きについては、事業契約書で定める。

(2) 要求水準の変更に伴う契約変更

- ① 町と事業者は、要求水準書の変更に伴い、事業者が行うべき業務内容が変更されたときは、必要に応じ施設整備の対価等、事業契約書の変更を行うものとする。
- ② 詳細については、事業契約書で定める。

5. セルフモニタリング

事業者は、自らの業務実施状況についてモニタリングを行い、実施方針・募集要項等、要求水準書及び自らの提案の業務を確実に遂行しているか確認し、町に報告するものとする。

6. 提案書類

事業者は、下記に定める書類を作成し、定められた時期までに、町に提出するものとする。

(1) 設計業務計画書

- ・事業契約締結後速やかに提出のこと。

(2) 建設業務計画書

- ・着工1か月前までに提出のこと。

(3) 設計図書

- ・基本設計図書：基本設計完了時
- ・実施設計図書：実施設計完了時

(4) 事業業務報告書

- ・事業契約後月次報告を、月末から1週間以内に提出すること。
- ・年次報告を、年度末から1か月以内に提出すること。
- ・各年度の財務諸表を、年度終了から3か月以内に提出すること。

第4章 事業全体に関する条件

以下に、本事業全体における整備の条件を示す。

1. 事業用地

事業用地の範囲

本事業では、添付図①事業対象地位置図に示す地域が事業用地であり、事業用地内において住宅の整備及び関連工事を行う。

2. 対象事業

住宅整備業務の対象となる施設は住宅及び付帯施設等からなり、安全、衛生、美観及び維持管理等を考慮し、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

3. 上下水道敷設経費

上下水道敷設に係る経費は、事業者が負担することとする。

4. 施設規模と内容

(1) 住宅

	住戸タイプ	単身者居住用住戸	住戸専用面積 45 m ² 程度	30 戸
		家族居住用住戸	住戸専有面積 65 m ² 程度	30 戸
外 構 等	① 駐車場	・入居者用 105 台程度設置する。		
	② 自転車置場	・入居者用 40 台程度設置する。		

(2) 構造

構造は、RC 構造とする。

(3) 付帯施設等

① 緑地	・緑地を確保すること。 ・緑地確保に関し、メンテナンス性に優れた斬新な提案を期待する。
② 敷地内通路	・構内の交通安全に配慮した提案を行うこと。

③ごみ置き場	<ul style="list-style-type: none">・設置位置・面積・使用・設備について、入居者の利便性、衛生面の配慮、収集車の利便性、周辺地域などに配慮して提案すること。・町の収集担当部局と十分すりあわせること。
--------	--

第5章 設計に関する条件

以下に、本事業のうち各種調査及び設計における各業務水準を示す。

1. 各種調査

本事業の実施に必要な調査業務を必要な時期に適切に実施すること。時期や内容は提案によるものとする。

- (1) 地質調査
- (2) 測量調査（添付図①に示す。）
- (3) 電波障害対策調査
- (4) 近隣家屋調査

近隣に影響を及ぼす恐れのあるときは、直ちに対策を計画し実施すること。実施計画と実施内容は町に報告し、承認を受けること。

2. 本施設の設計全体に関する条件

(1) 設計業務遂行に当たっての基本的事項

- ① 設計の範囲は、住宅整備業務に係る住宅の新築工事及び付帯施設等工事を対象とする。
- ② 住宅の基礎・杭については、事業契約後に事業者が自ら行う地質調査に基づき適切に計画するものとする。
- ③ 事業者は、事業契約後速やかに提案書及び町に提出した設計計画書に基づき基本設計を行い、完了後に町による確認を受けなければならない。
- ④ 町は、基本設計内容が本要求水準書及び事業者の提案内容等に適合するか否かを確認する。
- ⑤ 事業者は、提案書、設計計画書、基本設計に基づいて実施設計を行い、完了後に町による確認を受けなければならない。
- ⑥ 町は、実施設計内容が本要求水準書及び事業者の提案内容等に適合するか否かを確認する。
- ⑦ 町は、基本設計及び実施設計の内容に対し、工期及びサービス対価の支払額の変更を伴わず、かつ事業者の提案主旨を逸脱しない範囲で、変更を求めることができる。
- ⑧ 住宅の整備に当たっては、事業者は、「事業契約書」「公営住宅整備基準」「要求水準書」「質疑応答書等」「提案書」による、詳細チェックリストを作成、自らチェックを行い、町へ報告するものとする。
- ⑨ 町は、上記の報告の受領、確認の実施により、設計及び建設工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(2) 本施設のコセプトを実現するための条件

公営住宅の整備の目的を十分に理解の上設計すること。

- ① バリアフリーに配慮した住戸、快適な居住環境の形成
 - ・ バリアフリーに配慮し、将来的なライフスタイルの変化にも柔軟に対応できる住戸プランを提案すること。
 - ・ 居室や隣接地のプライバシー、防犯に十分配慮した居室プランを提案すること。
- ② 居住者間の交流、近隣地域との交流により地域コミュニティの形成に資する計画
 - ・ 居住者間交流及び近隣居住者との交流を促す空間的な工夫を提案すること。
 - ・ 外部空間においても、居住者間、近隣住民との交流を促す空間的な工夫を提案すること。
- ③ 環境に配慮し、自然を活用した施設整備（緑化、再生可能エネルギーの利用、木材の活用など）
 - ・ 遮音・通風・日照に配慮した快適な各住戸設計を行うこと。
 - ・ 入居者の光熱水費の低減に配慮した設計とすること。
 - ・ 住宅の意匠や住戸の仕様は木材などの自然素材を使用し、周辺環境と調和する設計とすること。
 - ・ 町の財政縮減を図る上で、維持管理費のかからない太陽光・風力など再生可能エネルギーの導入を検討すること。
- ④ 防災と防犯に配慮した、安全で安心できる住宅計画
 - ・ 防犯に配慮した外構・住戸計画とし、安全に配慮した設計とすること。
 - ・ 災害時の非常対策の工夫を行うこと（自家発電、蓄電の工夫、EVの機動の工夫等）
- ⑤ 周辺の街並み、背景との調和に配慮し、圧迫感や違和感のない施設デザインとすること。
- ⑥ 建設・維持管理コスト低減の工夫
 - ・ 事業期間中・期間後を通して、建設費・維持管理費がかからないよう、材料・構造・設備を設計すること。

3. 住宅設計の条件

(1) 敷地計画	<ul style="list-style-type: none"> ・住棟の配置は、居住環境・災害時の避難・災害対応等に配慮した適切な配置とすること。 ・敷地設定や配置計画は、関係法令を遵守し、関係各機関と十分な事前協議を行って実施すること。 ・隣接地域への配慮を行うこと。
(2) 平面配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・人や車両の動線計画を適切に行い、敷地内外の安全、交通渋滞・騒音・事故等の防止に配慮すること。 ・入居者・近隣住民のプライバシーに配慮した配置とすること。 ・住棟の維持管理、万が一の消防活動等が適切に実施できるよう、敷地境界線から必要な距離のセットバックを行うこと。 ・敷地内に死角になる部分のない平面計画とすること。
(3) 構造計画	<ul style="list-style-type: none"> ・RC構造とすること。 ・以下に示す住宅性能表示に関しては、住宅性能評価書を取得すること。 ・耐震性能は、日本住宅性能表示基準の耐震等級1（構造躯体の倒壊防止・損傷防止）以上とする。
(4) 住戸計画	<ul style="list-style-type: none"> ・居室の天井高は2400mm以上とし、その他の天井高は2200mm以上とすること。 ・開口部内法高さは、1900mm以上とすること。 ・廊下有効幅員は900mm以上とすること。 ・遮音性能は、日本住宅性能表示制度の等級2（床については「重量床衝撃音対策等級」、界壁は「透過損失等級（界壁）」、開口部は「透過損失等級（外壁開口部）」を対象）に相当する水準以上とすること。 ・温熱環境に関する性能は、改正省エネルギー対策等級の等級4以上に相当する水準以上とすること。
(5) 仕上げ計画	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げは民間提案とし、提案時詳細な仕上げ表を作成、考え方を明記すること。 ・維持管理コストの低減に配慮した材料・構造・意匠の工夫を提案すること。 ・環境汚染のない材料選定を行うこと。 ・工事完了後に化学物質測定を各タイプ3戸抽出して行う。これにあたり、住宅品質法の住宅性能表示制度で濃度を測定できる5物質について厚労省発表の濃度指針に準拠していることを確認・報告すること。
(6) 設備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・更新性、メンテナンス性に十分配慮すること。 ・省エネ・環境負荷低減の工夫を行うこと。 ・騒音・振動対策を工夫すること。
①電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・規格・容量・住戸内電気系統は提案によるものとする。
②照明・通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセントまでとする。ただし、意匠上つくりつけの照明をつける場合などは、この限りでない。
③外灯や共用部の照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・居住環境や最新技術による省エネ・安全・利便性に十分配慮した設計とすること。 ・入り口周辺が暗がりにならないよう配慮すること。

④インターフォン設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各住戸にインターフォンを設置すること。
⑤電話・テレビ受信・通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各戸に配管・配線を行うこと。 ・接続箇所・個数は提案によるものとする。 ・テレビは、地デジ・BS・CS受信可能なもの以上とすること。 ・インターネット環境は、提案によるものとする。
⑥空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各室に空調設備設置可能とすること。
⑦換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の用途・目的に応じた換気システムを提案すること。 ・結露、消臭、シックハウスに配慮し、更新性・メンテナンス性にすぐれたシステムを提案すること。
⑧給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・吐水口において、必要水量・水圧が定常的に保てるシステムとすること。 ・受水槽を設ける場合は、耐久性のある材料とし、屋外に設置する場合は、安全対策として、外柵を設けること。 ・給水ポンプを設置する場合は、メンテナンスや更新に配慮した運転システム・台数を提案すること。 ・給水系統は各住居と共用系統は別系統とし、メーターも別に設置すること。
⑨給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・省エネに配慮した高効率な給湯システムを提案すること。
⑩排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水・雑排水は建物内分流方式とし、公共下水道に接続すること。 ・接続にあたっては、関係機関と事前に協議すること。
⑪衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃等維持管理が容易な器具・機器を採用すること。 ・トイレは特に臭気や衛生に配慮し、快適な生活が維持できるようにすること。
⑫消防設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機、消火器、避難器具等の消防設備については、法令を遵守し、関係機関との協議を徹底して、安全な設備とすること。
(7) 台所・調理器具計画	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンユニット（流し台・調理台・調理器具台・収納スペース等）を設置すること。 ・調理器具の熱源は、ガス・電気双方が可能な設備とすること。 ・火災等の安全対策を提案すること。 ・流し台は高齢者にも快適な作業環境を提案すること。 ・冷蔵庫・レンジ・炊飯器・ミキサー等の置き場に配慮したプランを提案すること。
(8) 浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットバスは、1216型以上とし、バリアフリーや、更新性に配慮すること。 ・給湯方法は、省エネに配慮して提案すること。
(9) 脱衣・洗面室	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面室に洗濯機を置くスペースを設ける場合は、十分なスペースを確保すること。
(10) 便所	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式便所を設置すること。 ・温水洗浄便座を設置できるよう、電源等に配慮すること。
(11) バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・内法 1000mm以上とし、バルコニーを活用したライフスタイルなどに工夫した提案を期待すること。

(12) 建具	<ul style="list-style-type: none"> ・共用廊下側の窓には、面格子を設置すること。 ・建具や開閉方法などについてバリアフリー、省エネ、安全に配慮した提案を期待する。
(13) 収納	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸内収納は、十分な容量を確保すること。
(14) 共用廊下・階段	<ul style="list-style-type: none"> ・共用廊下の内法幅は、1400mm以上、階段は 1200mm以上確保すること。
(15) 災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄倉庫等を設置し、災害時に備えること。
(16) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特に指示なき住宅性能評価については、公営住宅整備基準の水準以上とすること。

4. 付帯施設設計の条件

(1) 付属施設	① 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者用 105 台程度を整備する。1 台当たりのスペースは、2.5m × 5 m程度とすること。
	② 駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性に配慮した施設内容を提案すること。 ・自転車駐輪場は入居者用 40 台程度整備する。1 台当たりのスペースは、0.5m × 2 m程度とすること。
	③ プロパンガス保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガスを集中管理とする場合は、プロパンガスを保管する保管庫を設置すること。
(2) 外構等	① 外構	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内雨水の流出対策を行い、雨水流出を抑制する提案を行うこと。
	② ゴミ置き場	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ置き場に関しては、関係機関と協議すること。 ・衛生面に配慮して、清掃やカラス対策など、快適な生活を阻害しない提案を行うこと。
	③ 緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地を確保し、快適な生活に役立つような植栽を工夫すること。 ・緑地の確保に関し、メンテナンス性に優れた斬新な提案を期待する。
	④ 周辺環境との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和する外構デザインを計画すること。

第6章 建設に関する条件

1. 住宅性能評価

住宅の整備に当たっては、住宅の品質確保の推進等に関する法律に基づく性能表示を行い、一覧表を作成して、提案時に提出するものとする。公営住宅基準の水準を必ず達成することとし、設計住宅性能評価書と建設住宅性能評価書を取得するものとする。

2. 交付金申請関係書類の作成支援

町が申請する交付金申請書関係書類【各施設毎の工事費等の積算内訳書、交付金申請用資料（位置図、配置図、平面図、立面図、面積表等）の作成及び色分け図面等】の作成に関し、交付対象額及び交付額の算定根拠に係る各種資料等の作成など、町への支援を行う。

3. 住宅の建設

(1) 安全に配慮した施工計画とすること。

(2) 工事にあたっては、公的機関等（道路・水道・電気・ガス・電話等）と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。また、周辺公共施設等に損傷を与えた場合は、施設管理者等と協議の上、事業者の負担により復旧すること。

(3) 工事にあたっては関係法令等を遵守し、近隣への騒音・振動・塵埃等の影響を最小限にとどめるよう対策を講じること。やむをえず補償等が生じた場合は、事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。

(4) 工事時間については、周辺住民の生活に配慮した時間帯とすること。

(5) 工事に伴って周辺家屋等に電波障害が発生するおそれがある場合は、事前に調査を行い、必要な時期に適切に対策工事を実施すること。

(6) 工事に伴って周辺家屋等に毀損等を及ぼすおそれがある場合は、事前に調査を行い、必要な時期に適切に対策を講じること。

(7) 化学物質の室内濃度測定

化学物質の室内濃度調査は、竣工確認までに、同一タイプの住戸の内3戸を抽出して実施すること。

4. 住宅の工事監理

- (1) 工事監理企業は、工事監理者（建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者をいう。以下同じ。）を専任で設置し、その者の氏名、有する資格など必要な事項について町の確認を受けること。
- (2) 工事監理者は、公共建築工事共通仕様書に規定する「監督職員」の業務に準じ、建設業務が設計図書及び本要求水準書等に基づき適切に行われていることを確認する。
- (3) 建設企業への指示は書面で行うとともに、町のモニタリング時の求めに応じ、当該書面を提出すること。

5. 住宅の竣工検査等

(1) 住宅の竣工検査

- ① 事業者は、自らの責任及び費用において、住宅の竣工検査及び設備・器具等の試運転検査等を実施すること。なお、検査の実施にあたっては事前に町に通知し、町は、竣工検査及び設備・器具等の試運転検査等に立会うことができるものとする。
- ② 事業者は、竣工検査及び設備・器具等の試運転検査等の結果を、必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて町へ報告すること。

(2) 完了検査及び引渡し

町は、事業者による整備住宅の竣工検査及び設備・器具等の試運転検査等の終了後、以下の方法により完了検査を行い、事業者は町に対し整備住宅の引渡しを行う。

- ① 町は、事業者の立会いの下で、完了検査を実施する。
- ② 事業者は、設備・器具等の取扱に関する町への説明を、上記（1）住宅の竣工検査の項における試運転とは別に実施すること。
- ③ 事業者は、町の完了検査に際し、必要な完了図書一式を提出すること。必要とする完了図書一式の内容は、事前に町が確認するものとする。
- ④ 事業者は、町の完了検査を受けた後、鍵の引渡しをもって住宅の引渡しとする。

6. 業務の実施状況についてのモニタリング

町は、事業者が行う業務の実施状況についてモニタリングを行う。

モニタリングの主な内容については、以下のとおりとする。なお、町は下記の報告の受領、確認の実施により設計及び建設工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。町は、下記の報告の確認を書面にて行う。

(1) 設計時

- ① 事業者は、設計着手前に設計に関する設計業務実施計画書・工程表を町に提出し、確認を受ける。
- ② 事業者は、基本設計図書を町に提出し、確認を受ける。
- ③ 事業者は、実施設計図書を町に提出し、確認を受ける。
- ④ 設計の状況について、事業者は町の求めに応じて随時報告を行う。

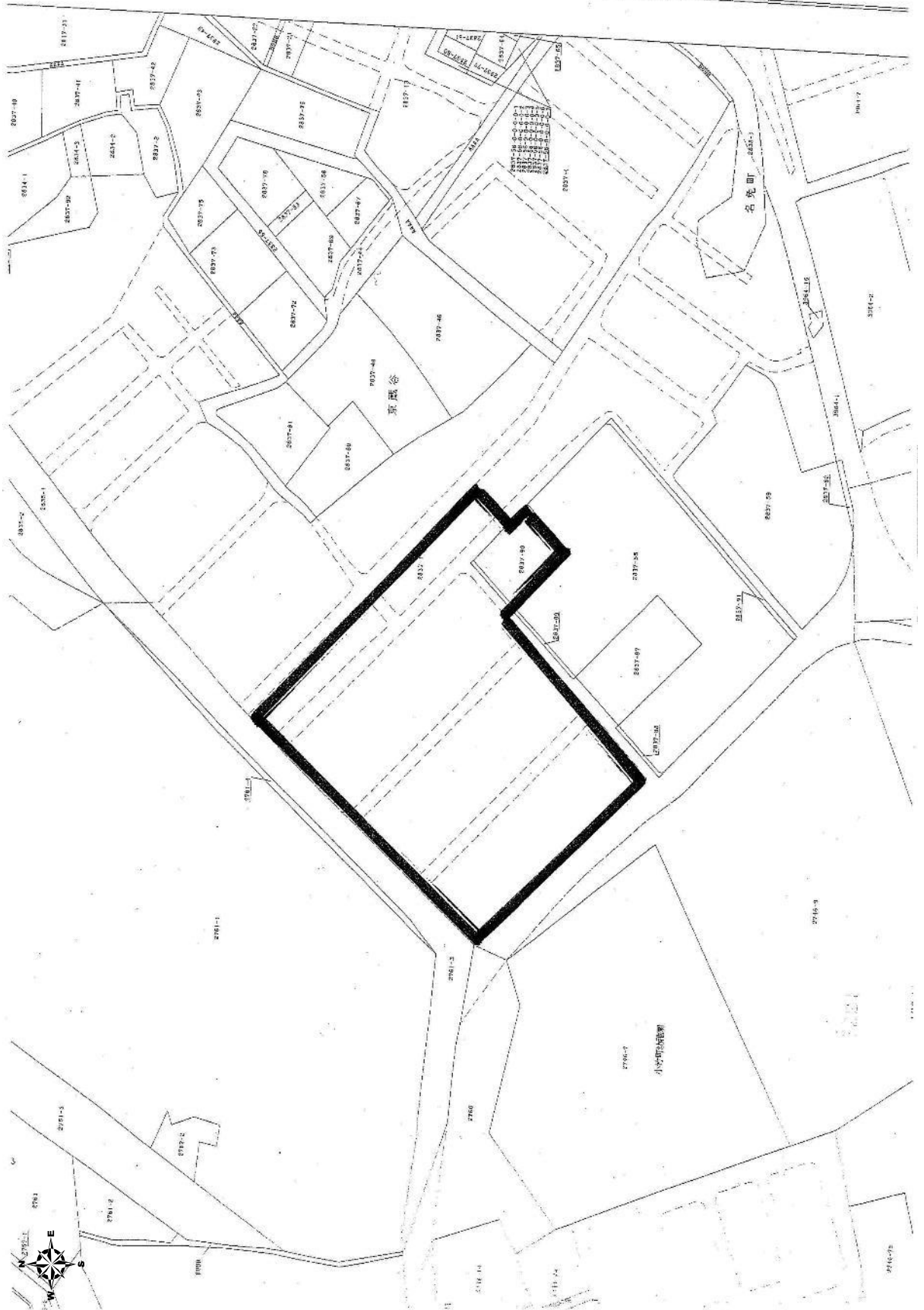
(2) 工事施工時

- ① 事業者は、建設工事着手前に、工程表及び施工計画書を町に提出し、確認を受ける。
- ② 事業者は、建設工事の進捗状況及び施工状況等について町に報告し、町の求めに応じて説明を行うものとする。また、町は事前の通知なしに建設工事に立ち会うことができる。
- ③ 事業者は、施工に関する検査又は試験の実施について事前に町へ通知するものとする。町はこれらに立ち会うことができる。
- ④ 事業者は、住宅の施工期間中、町の求めに応じ中間確認を受けるものとする。

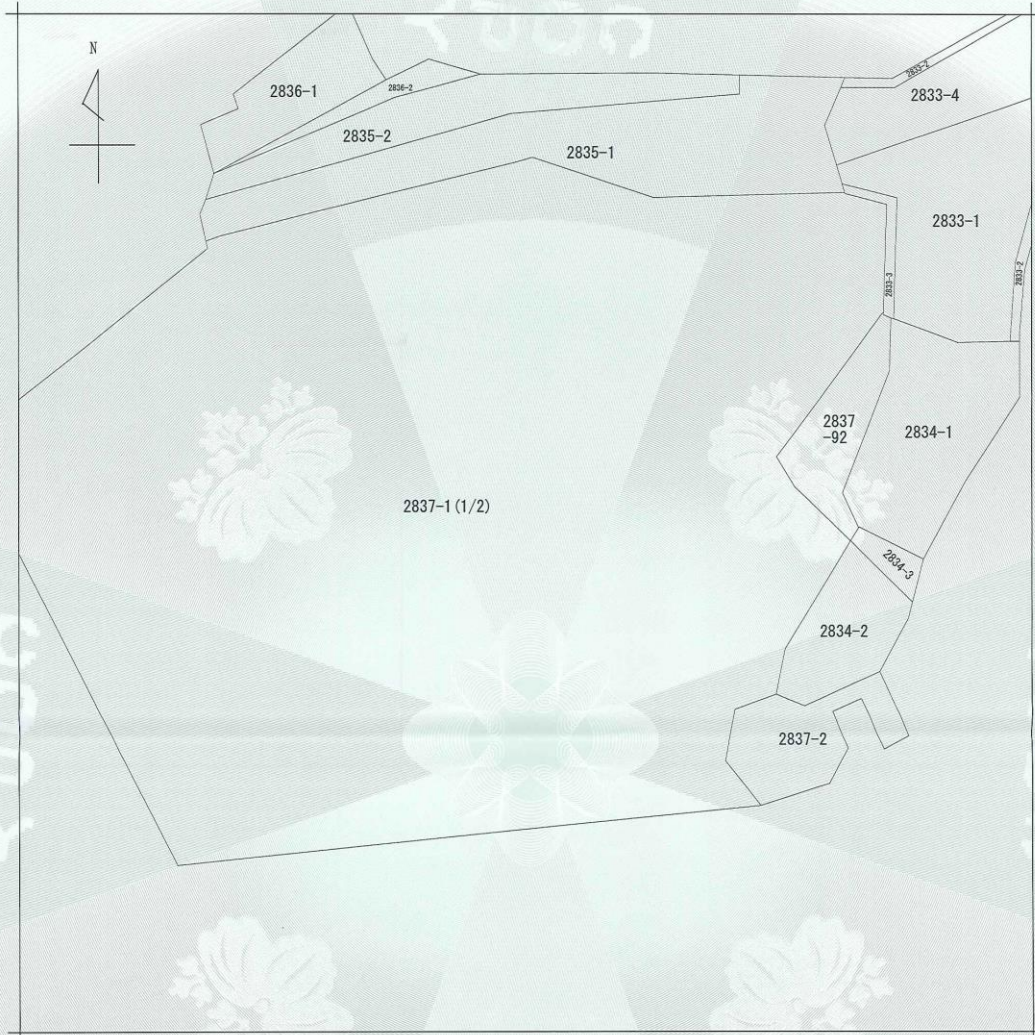
(3) 国、県等が実施する検査に対する支援

事業者は国、県等が実施する会計検査が行われる場合は、適切な資料等の提供及び立会など必要な支援を行う。

添付図②-1：事業対象地字図



添付図②-2：事業対象地字図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



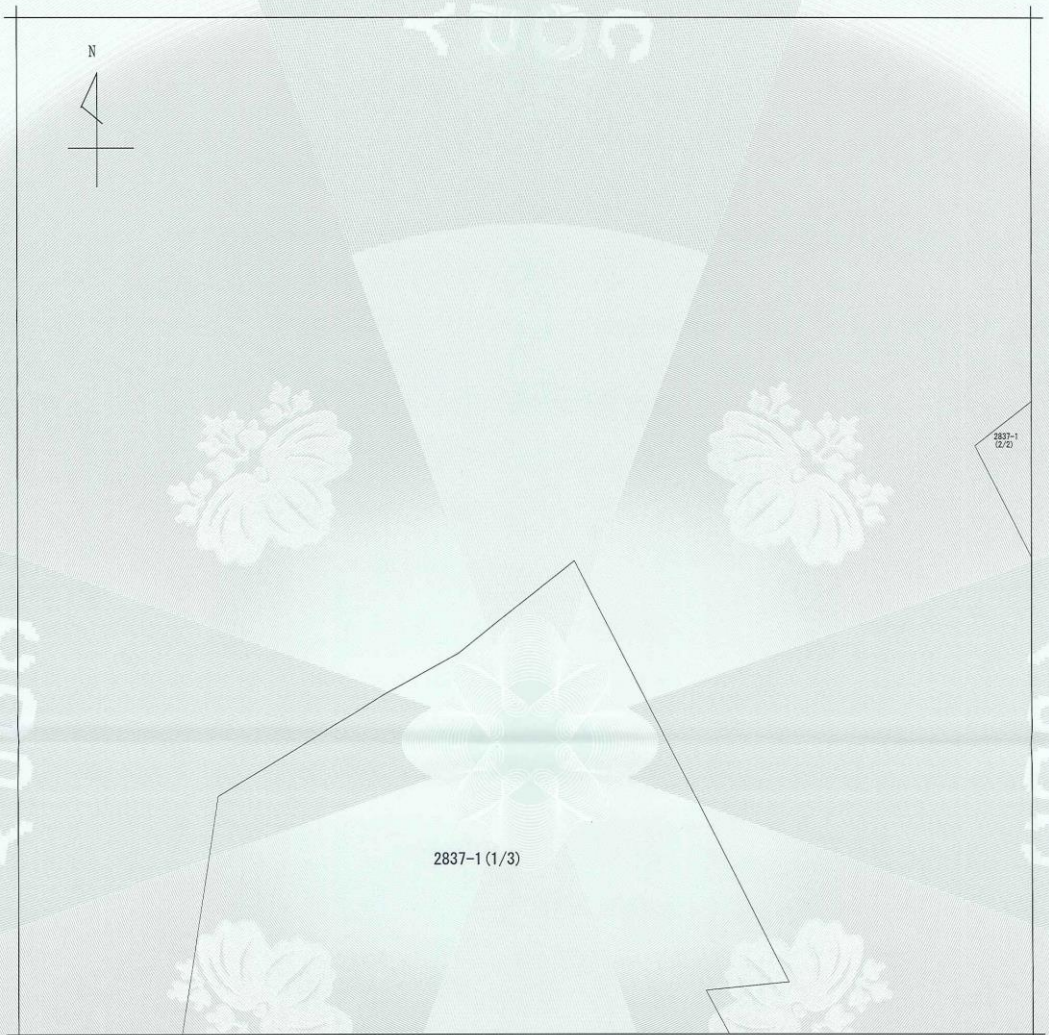
請求部	所在	鞍手郡小竹町大字勝野字京蔵谷				地番	2837番1	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年4月8日
福岡法務局直方支局
登記官
請求番号：13-1
(2/4)

公用

添付図②-3：事業対象地字図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	鞍手郡小竹町大字勝野字京藏谷				地番	2837番1	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

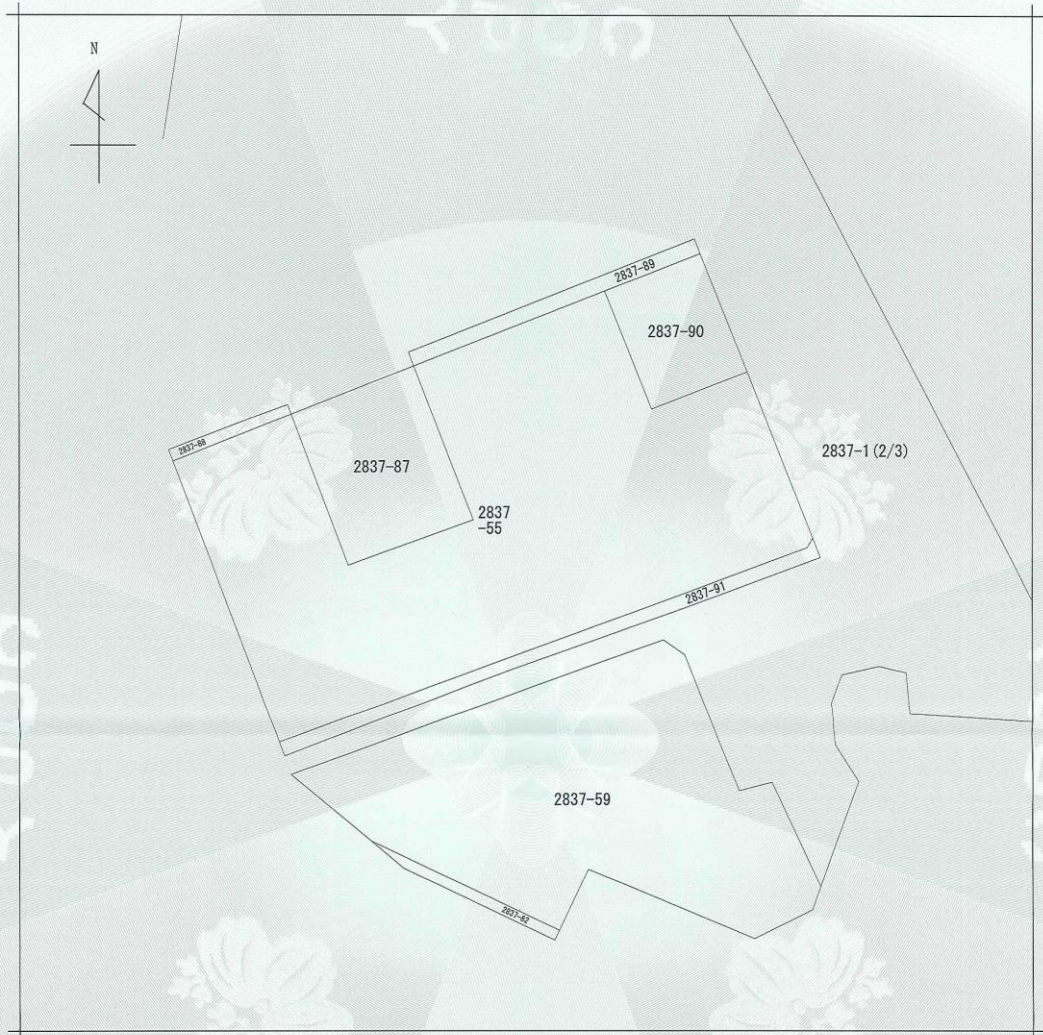
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年4月8日
福岡法務局直方支局
登記官

請求番号：13-1
(1/4)

公用

添付図②-4：事業対象地字図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在 鞍手郡小竹町大字勝野字京藏谷				地番	2837番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

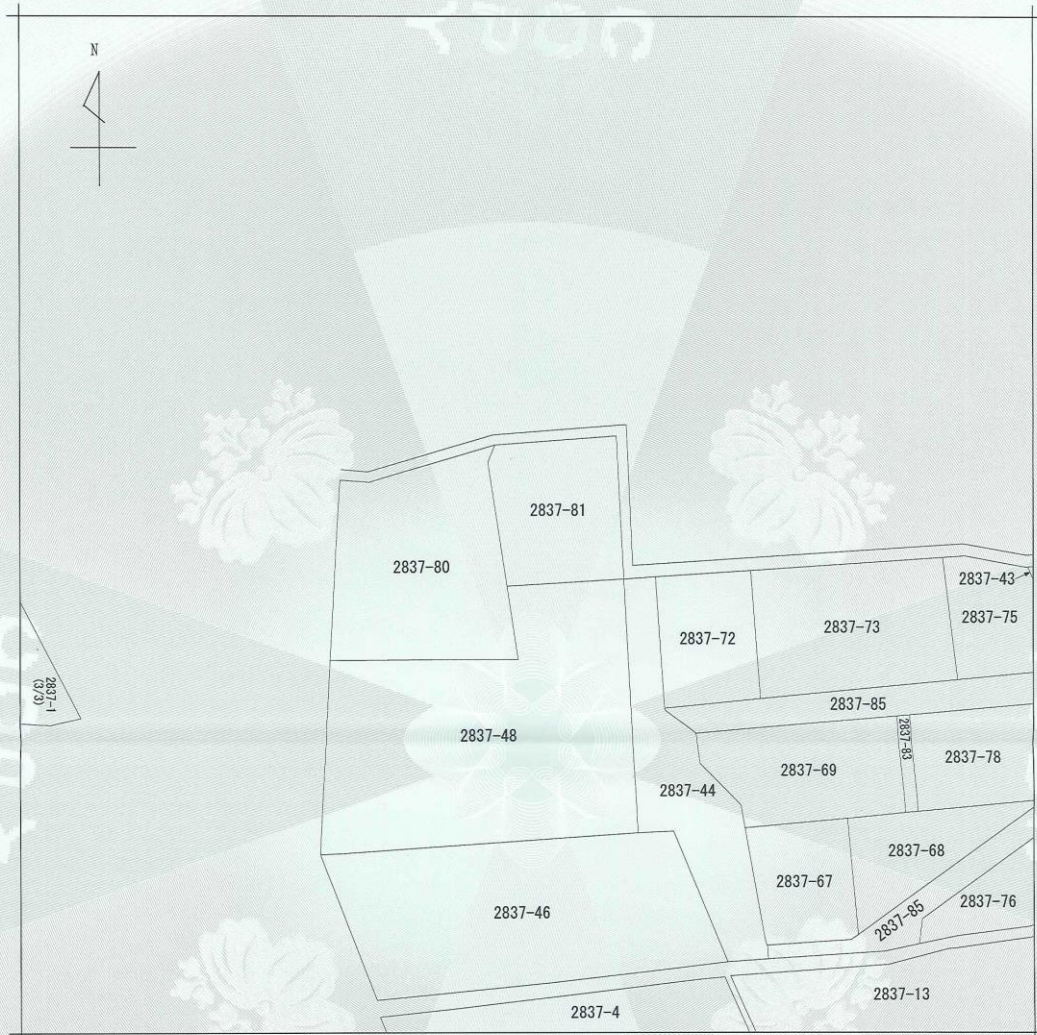
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年4月8日
福岡法務局直方支局
請求番号：13-1
(3/4)

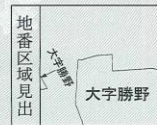
登記官

公用

添付図②-5：事業対象地字図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在				地番	2837番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年4月8日
福岡法務局直方支局
請求番号：13-1
(4/4)

登記官

公用

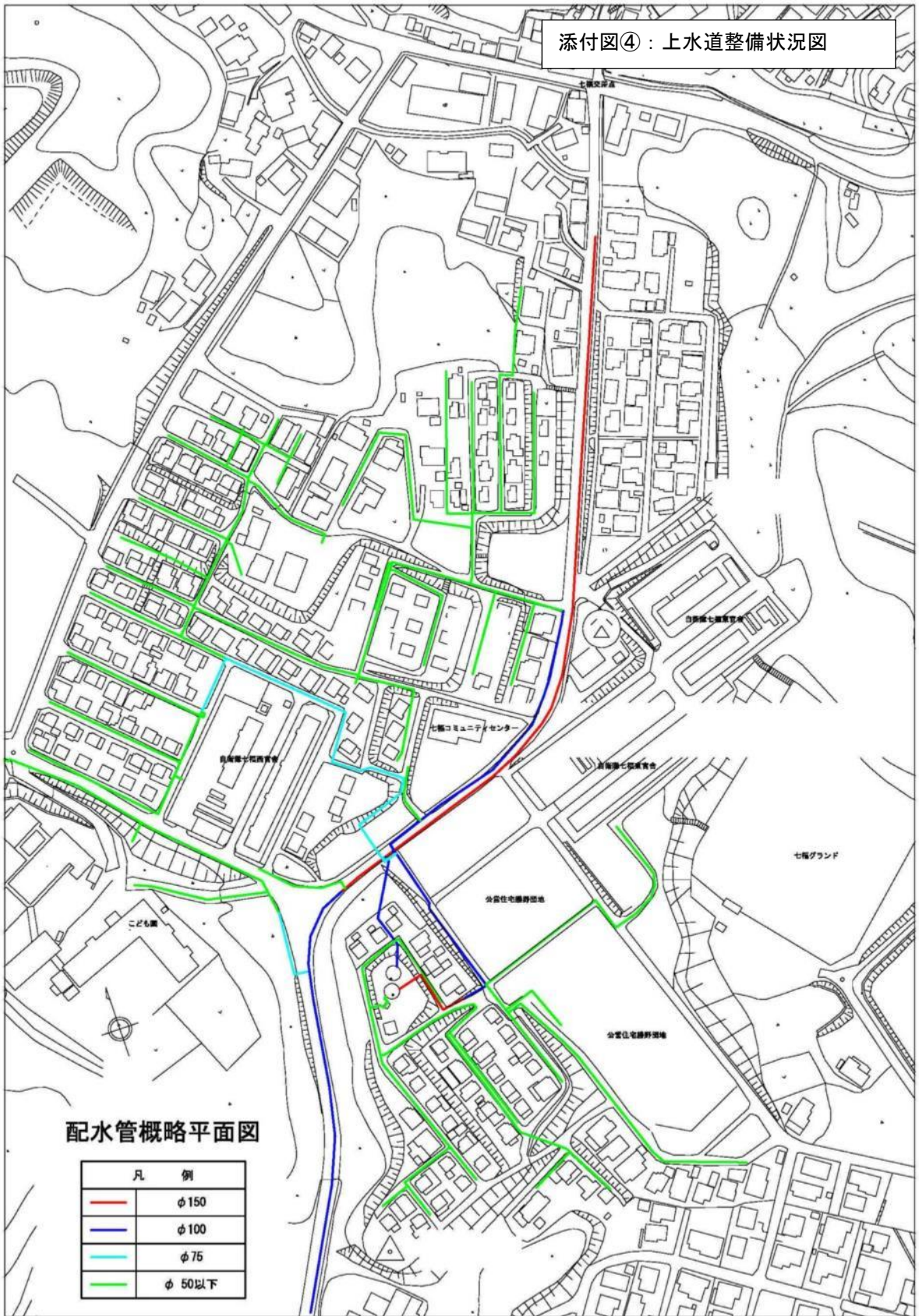
七福団地道路図

添付図③：道路現況図



道路番号	幅員(m)	道路番号	幅員(m)	道路番号	幅員(m)
7	3.5~13.9	H29	3.3~4.6	H57	3.0~5.9
107	7.0~13.7	H30	3.1~5.3	H58	4.8~7.0
108	3.5~11.0	H31	2.3~6.5	H64	5.5~11.8
H10	4.0~12.1	H32	3.1~3.1	H100	3.4~6.4
H11	2.7~7.5	H33	3.6~12.0	H101	3.2~5.1
H12	2.5~5.0	H34	3.8~5.0		
H13	2.7~5.1	H35	1.7~5.2		
H14	3.6~6.2	H36	1.2~1.8		
H15	3.2~4.4	H37	2.8~2.8		
H16	3.5~6.5	H38	2.9~4.6		
H17	3.6~4.8	H39	3.0~5.6		
H18	3.5~4.4	H49	3.5~6.2		
H19	4.1~4.2	H50	3.2~6.0		
H20	3.9~4.7	H51	3.4~6.6		
H24	3.0~4.5	H52	3.5~4.5		
H25	3.4~5.2	H53	4.0~4.3		
H26	3.3~3.8	H54	3.8~5.3		
H27	4.0~4.1	H55	3.0~5.0		
H28	3.7~6.2	H56	3.0~5.8		

添付図④：上水道整備状況図



配水管概略平面図

凡	例
— (Red line)	φ 150
— (Blue line)	φ 100
— (Cyan line)	φ 75
— (Green line)	φ 50以下

添付図⑤：下水道整備計画図

第1-2処理分区

